

考えよう

猫の正しい飼い方のこと

～地域社会の中で人も動物も共に暮らしていくために～

ご近所に迷惑をかけていませんか？

猫の飼い主の
皆様へ

飼い主が知らないところでトラブルが起きているかもしれません。



よその家の庭・畑で
うんちやおしっこをする



ケンカや発情期の
鳴き声がうるさい



花壇や畑を荒らす

そのほかにも…
・ゴミを荒らす
・爪で車を傷つける
・家の中に勝手に入っ
てくる など

猫に多いトラブルを防ぐために飼い主が守るべきこと

室内で飼いましょう

猫のトラブルの多くは屋外に猫を放つことに起因しています。ご近所に迷惑をかけるだけでなく、交通事故に遭う、猫の伝染病にかかる、予期せぬ繁殖など、危険がいっぱいです。



不妊・去勢手術をしましょう

猫は繁殖力がとても強い動物です。メスは1歳にもならないうちに繁殖を始め、1年に2～3回も発情がありどんどん増えていきます。オスもマーキングであちこちに尿をかけたり、繁殖期の鳴き声やケンカでご近所の安眠を妨げたりします。



迷子札をつけましょう

室内で飼っていても、開いた窓やドアからの脱走や、突然の災害で驚いて逃げてしまうことがあるかもしれません。万が一逃げてでも飼い主がわかるよう、迷子札をつけましょう。



最後まで愛情と責任をもって飼いましょう

ペットが地域社会に受け入れられ、健康と安全が守られて幸せに生涯をおくることができるよう、愛情をもって命終えるまで大事に飼いましょう。

伊集院保健所 衛生・環境係
TEL099-273-2332
日置市市民生活課自然環境係
TEL099-248-9414(内線1147)

ちょっと待って！ 屋外での猫の複数頭飼育

飼い主であるなしにかかわらず屋外でむやみに猫にエサをやるのは、多くの場合近隣とのトラブルの原因になります。エサを与えるという楽しみだけを楽しんで、周りの迷惑はしらぬふりというのでは、猫が嫌われるだけで、猫にとっても不幸なことです。

問題点

- ・エサを与えることで周辺から猫が集まる。
- ・不妊去勢していない猫が交配し子猫が生まれる。
- ・交通事故や感染症の集団感染の危険がある。
- ・糞尿、毛の飛散、騒音、物品の破損などの被害が発生する。



「もっと飼いたい？」環境省パンフレットより

近隣に迷惑をかけないため、猫自身の安全健康のためにも、猫は室内で飼うことが原則です。屋外で飼う場合は不妊去勢手術をし、エサや糞尿の管理もしましょう。

ペットを捨てるのは犯罪です

犬や猫などの愛護動物を殺したり、傷つけたりしたら、5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科せられます。捨てたり、虐待した場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金になります。

捨てられると動物も近隣住民も被害を受けます。ペットを自然に放つことは、自然環境の破壊につながります。



環境省・警察庁ポスターより

猫でお困りの方へ

猫が寄ってこないようにするには・・・

- ・強い臭いのするものを置く。(洗剤、酢、香水、忌避剤など)
- ・デコボコしたものを置く。(猫は足場がわるいところは嫌いです。)
- ・家の周囲を片付ける。(段ボールなど猫がくつろげる物を置かない。)
- * 処分などの目的で勝手に猫を捕獲することは虐待にあたることから、保健所、市役所では猫の捕獲はしていません。



人と動物の共生をめざして